

「ねんきん定期便」をお送りいたします。

【同封物】

- ・ねんきん定期便
- ・これまでの『年金加入履歴』です
- ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
※厚生年金保険の加入履歴がない方には同封されておりません。
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況です
※国民年金の加入履歴のない方には同封されておりません。
- ・「ねんきん定期便」パンフレット
- ・年金加入記録回答票、返信用封筒
年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、こちらの回答票でお申し出ください。

ねんきん定期便

50歳以上(58歳)の方用
(全期間再交付含む)

内容に関するご照会は

「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！

TEL 0570-058-555

※一部のIP電話及びPHSからは

「03-6700-1144」にお電話ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。

また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。

(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額 (※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。)

年金を 受けられる年齢		歳	歳	歳
年金の 種類と 年金額 (見込額)	基礎年金			老齢基礎年金
				円
	厚生年金	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		円	円	円
			(定額部分)	(経過的加算部分)
		円	円	
年金額 (見込額)		円	円	円

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】		(累計額) 円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

「ねんきん定期便」を毎年お届けいたします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの年金加入期間や将来受け取る年金額の見込みなどの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省からの委託を受け、お送りしております。

下記のとおり節目の年齢の方にすべての加入記録を、その他の年齢の方には、直近一年間の加入記録をお届けいたします。

- ・ 35歳・45歳・58歳の被保険者の方…公的年金（共済以外）のすべての加入記録をお届けいたします。
- ・ その他の年齢の被保険者の方…直近一年間の加入記録（共済以外）をお届けいたします。

（ねんきん定期便に関するご質問・お問い合わせ先）

わからないことや疑問な点があれば



『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555

- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

- 日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。
- 日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

これまでの『年金加入履歴』です
 お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 （裏面の解説もご覧ください）

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した 年月日	⑤資格を失った 年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金被保険者期間 における未納月数(※)			付加保険料納付月数 (再掲)					()	()			

【 備 考 欄 】

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年…国民年金 ◆厚年…厚生年金保険 ◆船保…船員保険

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社(事業所)名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別(「第1号被保険者」等)を表示しています。

会社名又は船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方)の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3/4免除、半額免除及び1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の時間を要するため、作成日時点では「未納」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。(※坑内員又は船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります。)

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表すものです。 例)平成20年度 1月→平成21年1月 を表します。

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)及び農林共済組合の統合目前の保険料納付額は、ハイフン(－)で表示されます。



標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や保険給付の額を決定するときに計算の基とするための被保険者の報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額にあてはめたものです。

1 標準報酬月額の区分と決める時期

健康保険・厚生年金保険では、被保険者お一人おひとりの報酬（月額）を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」（注１）をもとに、毎月の保険料などを計算します。

この標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬をもとに定期的に決め直され、さらに、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。（注２）

2 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。

これは、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

3 保険料の計算方法と納付

毎月の保険料は、各被保険者の標準報酬月額に、その当時の保険料率（注１）を乗じて計算され、事業主と被保険者が折半でこれを負担します。

このように計算された厚生年金保険料額のうち、被保険者が負担する分は、一般的には事業主が被保険者の給料などから控除し、事業主がまとめて保険者（国）に納付します。

なお、平成７年４月より、育児休業期間中は保険料（本人負担分）が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。

4 標準賞与額について

平成１５年４月より、賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めることになっており、保険料額は標準賞与額（各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てたもの）に基づいて決定します。なお、標準賞与額の上限（最高額）は１回１５０万円となっており、実際の賞与額が上限を超えて支払われていたとしても、限度額（１５０万円）として決定しています。（注３）

注１）標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は６２万円、下限（最低額）は９万８千円となっており（年度により異なります）、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合 → ６２万円、下限を下回る場合 → ９万８千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、
日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

注２）標準報酬月額は、事業主からの届出に基づき年金事務所で決定します。

注３）平成７年４月から平成１５年３月までの間も、賞与等から「特別保険料」をご負担いただきましたが、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない（標準賞与にはならない）ため、「標準報酬月額の月別状況」には記載しておりません。

- ◆ このたびご案内した「標準報酬月額」は、あなた様が厚生年金の被保険者であった期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、国が管理している記録です。
- ◆ この「標準報酬月額」をご覧ください、当時の実際の報酬と大幅に相違する場合には、「年金加入記録回答票」に相違する内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。

**お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください
(裏面の見方をご覧ください)**

[illegible]

国民年金保険料の納付状況の見方

〔 納付済月数等の内訳欄の見方 〕

年度別に次の月数を表示しています。

- ① 納付 国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- ② 免除 国民年金保険料が全額免除された月数及び半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めた月数です。（注1）
- ③ 学生納付特例等 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です。（注2）
- ④ 計 ①～③の合計月数です。
- ⑤ 未納 国民年金保険料を納めていない月数です。（半額免除、3／4免除及び1／4免除されたが、残りを納めていない月数を含みます。）

※ 作成日より前に納付された場合であっても、事務手続きに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示される場合がありますのでご容赦ください。現時点の納付記録は「ねんきん定期便専用ダイヤル」でご確認できます。

（注1）半額免除制度については平成14年4月から、3／4免除及び1／4免除の多段階免除制度については平成18年7月から実施しています。

（注2）学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。

なお、追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

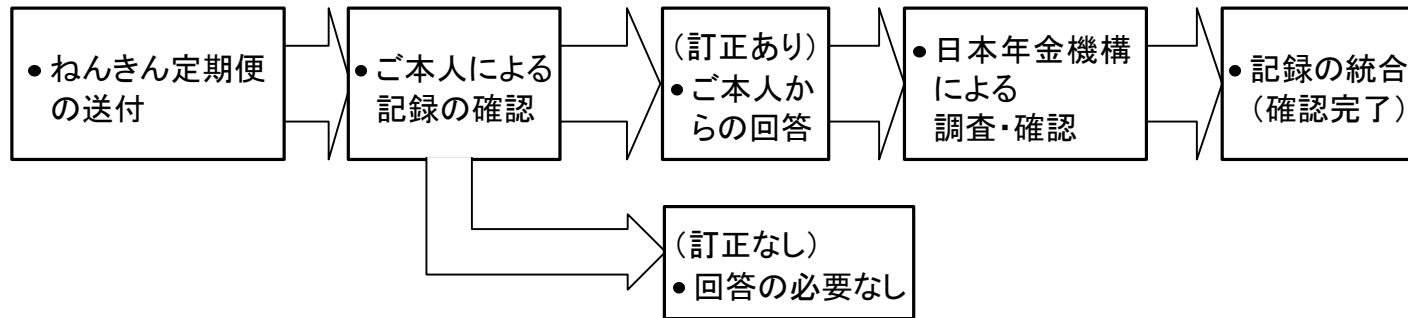
〔 月別納付状況欄の見方（表示の説明） 〕

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。（国民年金保険料が免除された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。（作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。）
／	国民年金に加入していない期間の表示です。厚生年金、共済年金に加入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている期間の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されているが、残りの1／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている期間の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されているが、残りの3／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例又は若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3／4未」、「1／4未」については、未納期間です。

定期便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



ご質問・お問い合わせ先

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！
0570-058-555



- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

- 日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。
- 日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

「ねんきん定期便」パンフレット

1 「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」をお届けします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や将来受け取る年金額の見込みなどの年金に関する情報を定期的にお届けしております。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録回答票」にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

2 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の加入記録を十分にご確認ください。（2～5ページを参照）

◆わからないことがあれば、「ねんきん定期便専用ダイヤル」にお問い合わせください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

◎ 「もれ」や「誤り」がない

「年金加入記録回答票」に記入してください。
（「年金加入記録回答票」の裏面を参照）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



回答の必要はありません。

「年金加入記録回答票」をご返送ください。

「年金加入記録回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

作成年月日について

「作成年月日」時点での年金加入記録を基に作成しております。

これまでの年金加入期間について

これまでの年金加入期間の合計です。
詳細は「これまでの『年金加入履歴』です」をご覧ください。

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。
(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済み期間に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者）制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金・共済組合等加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。
なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体（厚生年金・共済組合等の被保険者）が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。
- ◆ 配偶者の方が資格喪失（退職など）した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合（年収見込額が130万円を超える場合等）には、被保険者資格の変更手続きが必要です。
変更手続きがお済みかどうか、ご確認ください。
- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていましたが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。届出の確認等につきましては、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

～日本年金機構設立のお知らせ～
社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。
お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。
また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。

(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額(※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。)

年金を受けられる年齢		歳	歳	歳
年金の種類と年金額 (見込額)	基礎年金			老齢基礎年金
				円
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		円	円	円
		(定額部分)	(経過的加算部分)	
		円	円	
年金額 (見込額)		円	円	円

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】		(累計額) 円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

老齢年金の見込額について

- ◆ 老齢年金の見込額は、現在の加入制度の記録を下記の年齢まで延長して計算しているため、**実際に受給できる年金額とは異なることがあります。**
国民年金加入者 → 現在免除を受けている方は、免除として、その他の方は、保険料を納めたものとして60歳まで延長して計算
厚生年金加入者 → 現在の標準報酬額で加入し続けたものとして、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時、または60歳のいずれかの早い時点まで延長して計算
 - ◆ 老齢年金を受給するためには原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。
 - ◆ 年金見込額が出力されていない方へ
以下の原因が考えられます。
○ 共済期間がある(共済期間は見込額計算に使用してません。)
○ 被保険者記録に不備がある。
○ 合算対象期間(いわゆるカラ期間)を算入しなければ計算できない。
○ 加入期間が足りない。
○ 農林共済組合の期間のみで240か月以上ある(農林共済組合から年金が支給される場合があるため、個別に判断する必要があります。)
- 老齢年金の見込額が出力されていない方は、最寄りの年金事務所又は年金相談センターにご相談ください。
(注) その他、「老齢年金の見込額」については、6ページの説明もご覧ください。

これまでの保険料納付額について

- 《国民年金の保険料納付額について》
加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 付加保険料額を含めて計算しています。
② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。
- 《厚生年金保険の保険料納付額について》
加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 被保険者負担分のみを計算しています。
(厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。)事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。
なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。
- ② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。(「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています。)
- 《旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合について》
旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

！ 年金加入記録をお確かめください。

※「これまでの『年金加入履歴』です」

の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。

赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認ください。
 点したいポイントです。

イ の(空いている期間があります。)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間(共済組合等に加入されている場合もこのように表示されます。)ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていたという場合には、加入記録の「もれ」の可能性がありますので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

③欄(お勤め先の名称などについて)

◆ 「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済み期間に計上しています。
- ◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

国民年金の納付状況について

◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方にのみ送付しています。)

これまでの『年金加入履歴』です

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 (裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1	空欄	46
年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中である場合は空欄となります。					

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、**保険料納付済月数と未納月数の合計**となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」でご確認ください。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。
 ただし、代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・ 加入期間が10年未満で脱退された方
 → 企業年金連合会
 (年金相談室：0570-02-2666)
 ※一部のIP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・ 加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・ 現在加入中の方
 → お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。
 厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

標準報酬月額について

◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額は「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方にのみ送付しています。)

【老齢年金の見込額について】

- ◆ 厚生年金の加入月数が12か月以上ある方には、60歳から64歳までの間、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。厚生年金に加入している方は、60歳まで厚生年金の加入月数を延長して計算しますが、**今後、厚生年金の加入月数が12か月を満たす前に退職した場合は、このお知らせと異なり、特別支給の老齢厚生年金は支給されませんのでご注意ください。**（65歳から老齢厚生年金が支給されます。）
- ◆ お知らせしている年金見込額では、加給年金額及び振替加算額は除いています。加給年金額とは、厚生年金の加入期間が20年以上あり、65歳未満の生計維持関係のある配偶者がいる場合等に加算される額です。配偶者が65歳となった際には、この加給年金は加算されなくなりますが、配偶者の生年月日に応じて配偶者の老齢基礎年金に一定の額を振り替える経過措置を設けており、その額を振替加算額といいます。
- ◆ 特別支給の老齢厚生年金の額のうち、定額部分が受けられる年齢は性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。また、同様に報酬比例部分が受けられる年齢についても、性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。
- ◆ 65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分の額の方が厚生年金の加入期間に基づく老齢基礎年金の額よりも高い額の場合は、その差額が経過的加算として加算されます。
- ◆ 離婚等により厚生年金保険の標準報酬の分割の対象となった方については、分割後の標準報酬で計算しております。
- ◆ 国民年金の付加保険料を納付した月がある方は、老齢基礎年金の見込額に「付加年金」の額を含めてお知らせしています。
- ◆ お示している老齢基礎年金の見込額には、共済組合員期間は含まれておりません。

【今年50歳になられた方へ】

50歳から老齢年金の見込額の試算方法が変わります。

【50歳未満の見込額試算】

- ◆ これまでの加入実績を基礎に年金受給見込額を計算しております。
- ◆ 簡易試算のため、基金代行部分 ※ も含めて計算しております。

【50歳以降の見込額試算】

- ◆ **これまでの加入実績に加え、現在加入している制度の年金記録を60歳まで延長するなど一定の前提のもとに年金受給見込額を計算しております。（詳しくは3ページをご覧ください）**
- ◆ **基金代行部分 ※ は除いて計算しております。**

※代行部分 … 厚生年金基金が国に代わって給付を行う部分です。具体的には、老齢厚生年金のうち、（国から支払われる）賃金の再評価分と物価スライド分を除いた部分です。
厚生年金基金に加入していた期間は、この代行部分に必要な保険料は基金に納付されます。

【国民年金保険料の未納期間等がある方へ】

- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。**保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、お早めの納付をお願いします。**
- ◆ **免除や学特等（学生納付特例・納付猶予）の期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。**（3／4免除、半額免除及び1／4免除の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限りです。）
なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料額に加算額が上乗せされます。
- ◆ 国民年金保険料は、お納めいただいてから納付記録がコンピュータに収録されるまでに一定期間を要します。このため、作成日時点ですでに保険料をお納めいただいた方であっても、納付記録が収録されるまでの間は「未納」と表示されます。あらかじめご了承ください。
なお、最新の年金加入記録については、インターネットで確認することが出来ますのでどうぞご利用ください。（詳しくは「ねんきん定期便」裏面をご覧ください。）

【厚生年金基金に加入されている(されていた)方へ】

厚生年金基金の加入期間のある方の年金見込額は、加入していた厚生年金基金又は企業年金連合会（旧名称：厚生年金基金連合会）から支払われる分を除いています。

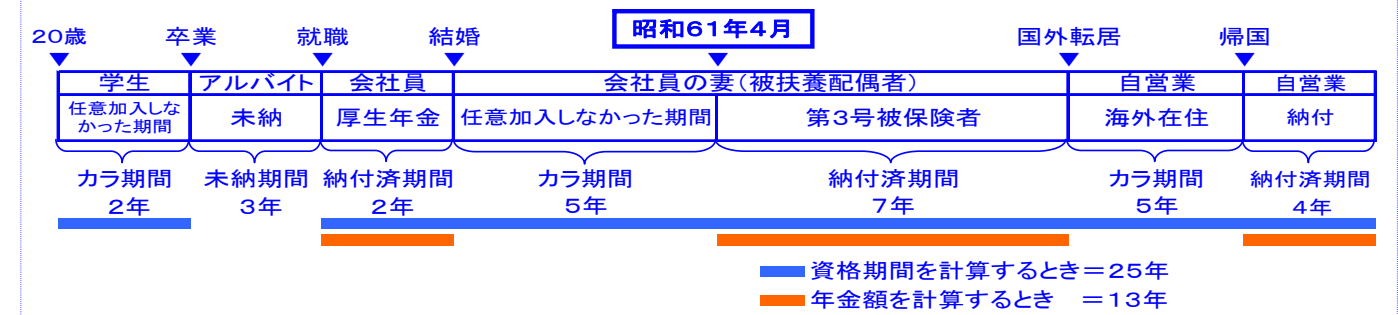
なお、厚生年金基金が代行返上（厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上）した期間については、年金が国から支払われるため、厚生年金の加入期間として計算しています。

【年金受給資格について】

- ◆ **老齢年金を受給するためには、原則として25年（保険料納付済期間＋免除期間等＋合算対象期間（いわゆるカラ期間）＝25年（300月））以上の年金加入期間が必要です。**
（国民年金は60歳まで、厚生年金は事業所に勤めている間は70歳まで加入することになります。）

※（いわゆるカラ期間）とは、年金制度への加入が任意であったため、加入していなかった期間などをいいます。例えば、以下の1～3の期間のうちの20歳から60歳までの間の期間です。

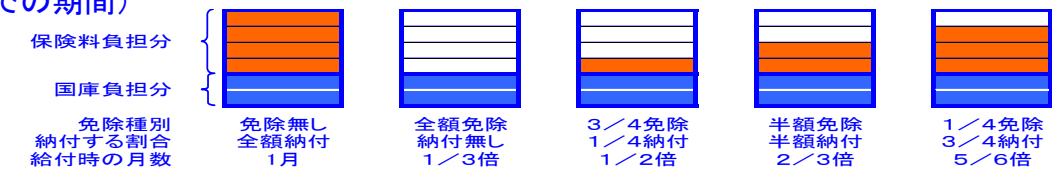
1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に厚生年金等加入者の被扶養配偶者であった期間
2. 海外に在住していた期間
3. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で学生であった期間 等



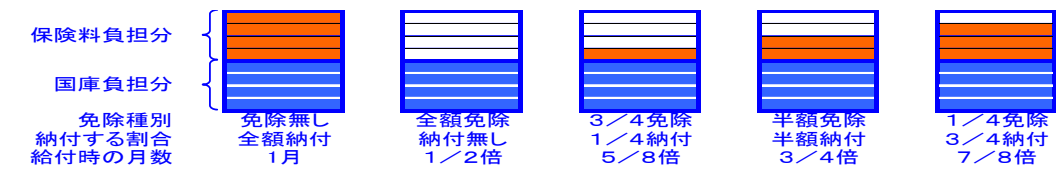
【免除期間の月数の考え方】

免除期間がある方の月数については、免除の種類による保険料の負担額に応じ、以下のとおり計算されます。

なお、給付額の1／3は国庫負担となりますので、全額免除でも給付されます。（平成21年3月までの期間）



平成21年4月以降の期間については、国庫負担1／2で計算されます。



【任意加入について】

- ◆ 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間（480月）保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。
- ◆ 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、**60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。**（厚生年金保険、共済組合の被保険者の方、老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は任意加入することはできません。）
- ◆ 老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、65歳以降も70歳になるまで任意加入ができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）
- ◆ また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。